

鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月10日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第26号

鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成17年鴨川市規則第102号)の一部を次のように改正する。

別表第1第4項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同表第13項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第8条」を「第12条第1項」に改める。

別表第2カドミウムの項中「0.01ミリグラム」を「0.003ミリグラム」に、「K0102(以下「規格」という。)55」を「K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4」に改め、同表全シアンの項中「規格38.1.1」の次に「及び38の備考11」を、「除く。）」の次に「又は昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法」を加え、同表六価クロムの項中「規格65.2」の次に「(規格65.2.7を除く。）」を加え、同表総水銀の項中「付表1」を「付表2」に改め、同表アルキル水銀の項中「付表2」を「付表3」に改め、同表PCBの項中「付表3」を「付表4」に改め、同表四塩化炭素の項の次に次のように加える。

クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
-----------------------------	------------------------	-----------------------

別表第2シスー1, 2—ジクロロエチレンの項中「シスー」を削り、「日本産業規格」を「シス体にあつては日本産業規格」に改め、「方法」の次に「、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法」を加え、同表トリクロロエチレンの項中「0.03ミリグラム」を「0.01ミリグラム」に改め、同表チラウムの項中「付表4」を「付表5」に改め、同表シマジンの項及びチオベンカルブの項中「付表5」を「付表6」に改め、同表ふっ素の項中「規格34.1」の次に「(規格34の備考1を除く。）」を、「又は」の次に「規格34.1.1c)に定める方法及び」を加え、「付表6」を「付表7」に改め、同表ほう素の項の次に次のように加える。

1, 4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
------------	-----------------------	-------------------------

別表第2備考第5項を次のように改める。

5 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第2備考に次の1項を加える。

6 ふっ素の項目の測定方法については、次のとおりとする。

(1) 規格34.4に定める方法による測定は、妨害となる物質としてハロゲン化合物

又はハロゲン水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル、りん酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて 1,000 ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格 K0170—6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加するものとする。

(2) 規格 34.1.1c) に定める方法にあっては、注(2)第3文及び規格 34 の備考 1 を除くこととし、検液中に懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができるものとする。

別表第 3 第 4 項中「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「第 6 条から第 10 条まで」を「第 8 条から第 12 条まで」に改める。

別記第 4 号様式を次のように改める。

第 4 号様式 (第 3 条、第 7 条、第 11 条関係)

計量の対象		測定 値	定量下 限值	基準値	測定方法
	単位				
カドミウム	mg/l			0.003	
全シアン	mg/l			不検出	
有機 ^{りん} 燐	mg/l			不検出	
鉛	mg/l			0.01	
六価クロム	mg/l			0.05	
砒 ^ひ 素	mg/l			0.01	
総水銀	mg/l			0.0005	
アルキル水銀	mg/l			不検出	
P C B	mg/l			不検出	
ジクロロメタン	mg/l			0.02	

四塩化炭素	mg/l			0.002	
クロロエチレン	mg/l			0.002	
1, 2-ジクロロエタン	mg/l			0.004	
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1	
1, 2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04	
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l			1	
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l			0.006	
トリクロロエチレン	mg/l			0.01	
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002	
チウラム	mg/l			0.006	
シマジン	mg/l			0.003	
チオベンカルブ	mg/l			0.02	
ベンゼン	mg/l			0.01	
セレン	mg/l			0.01	
ふっ素	mg/l			0.8	
ほう素	mg/l			1	
1, 4-ジオキサン	mg/l			0.05	
農用地 田に限る	ひ 砒素	mg/kg		15	含有 試験
	銅	mg/kg		125	
検体の性状	形状			色	におい
備考	発生場所 表土の地質検査については、 ^ひ 砒素・銅の「含有試験」は不用。				

別記第 13 号様式を次のように改める。

第13号様式（第11条関係）

排水汚染状況測定結果証明書

年 月 日

様

分析機関名

代表者

㊞

所在地

電話番号

環境計量士

㊞

年 月 日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。
(検体区分)

計量の対象		測定値	定量下 限值	測定方法
	単位			
カドミウム	mg/l			
全シアン	mg/l			
有機 ^{りん} 燐	mg/l			
鉛	mg/l			
六価クロム	mg/l			
砒 ^び 素	mg/l			
総水銀	mg/l			
アルキル水銀	mg/l			
P C B	mg/l			
ジクロロメタン	mg/l			
四塩化炭素	mg/l			
1, 2-ジクロロエタン	mg/l			
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l			
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l			
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l			
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l			
トリクロロエチレン	mg/l			
テトラクロロエチレン	mg/l			

1, 3-ジクロロプロ ペン	mg/l			
チウラム	mg/l			
シマジン	mg/l			
チオベンカルブ	mg/l			
ベンゼン	mg/l			
セレン	mg/l			
ふっ素	mg/l			
ほう素	mg/l			
1, 4-ジオキサン	mg/l			
銅	mg/l			
浮遊物質	mg/l			
水素イオン濃度指数	—		—	
備考				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。